

栃薬会第20号
令和3年4月16日

保険薬局 開設者 様
管理薬剤師 様

一般社団法人栃木県薬剤師会
会長 渡邊 和裕

令和3年度薬局における薬剤交付支援事業の実施について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度補正予算による新型コロナウイルス感染症患者等への支援として実施いたしました「薬局における薬剤交付支援事業」につきましては、令和2年度（令和3年2月末日実施分まで）で一旦事業を終了しておりましたが、令和3年3月31日付けで厚生労働大臣より本会に対し事業の延長が通知されました。

これを受けて、令和3年4月1日以降の「0410 対応」、「CoV 宿泊」又は「CoV 自宅」の処方箋による薬剤の配送に要した費用を対象に一部または全額補助の事業を再開いたします。

別添の「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点（令和3年度版）」（令和3年4月15日 日本薬剤師会）をご覧ください。昨年度に引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 令和3年度版のポイント

- ①0410 対応の場合の患者負担金額が200円から100円に変更になりました。
- ②令和3年4月1日以降の配送が対象になります。

2. 配送等の実施状況の報告

- ①薬剤の配送等を行った薬局は、月ごとの配送等に要した費用等を【別紙】「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」（Excelファイル）に記入し、本会宛にメールでご提出ください。（提出先メールアドレス：mail@tochiyaku.com）

※【別紙】「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」（Excelファイル）は、本会ホームページからダウンロードしてください。

栃木県薬剤師会ホームページ：<http://www.tochiyaku.com/>

- ②月ごとの提出期限は、翌月5日とします。
- ③事業の終了が令和3年度末であることから、令和4年2月末日分までの配送が対象です。ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了いたします。

3. 費用の精算

令和4年2月末日分までを対象に令和4年3月中に精算いたします。

(一社) 栃木県薬剤師会 事務局 TEL : 028-658-9877 E-mail : totiyaku@fine.ocn.ne.jp
